

令和3年度

第1回埼玉県私立学校助成審議会議事録

令和3年度第1回埼玉県私立学校助成審議会議事録

開催日 令和3年7月13日（火）

場所 さいたま共済会館 602会議室

出席者（13名）（敬称略）

齊藤 邦明	梅澤 佳一	齊藤 正明
青木 徹	深澤 一博	佐藤 緑郎
土屋 功一	山崎 芙美夫	重川 純子
村田 俊彦	大野 夏美	小寺 智子
増井 千恵子		

事務局	小野寺	総務部長
	松澤	学事課長
	中崎	学事課副課長
	小村	高等学校担当主幹
	村松	幼稚園担当主幹
	小宮	専修各種学校担当主幹
	関口	高等学校担当主査
	清野	専修各種学校担当主査
	鈴木	高等学校担当主任
	稲田	幼稚園担当主任
	河原	専修各種学校担当主任

- 1 開 会
定足数を確認し、14時00分審議会を開会した。
- 2 委嘱状の交付
委嘱状が総務部長から新任委員に手交された。
- 3 諮問書の手交
諮問書（別紙1）が総務部長から会長に手交された。
- 4 議事録署名委員の指名
会長は、議事録署名委員として、土屋功一委員、小寺智子委員を指名した。

5 諮問事項
(1) 審議結果

諮 問 事 項	審議会意見	議決結果
令和3年度私立学校（小学校・中学校・高等学校） 運営費補助金配分の基本方針について	継 続	
令和3年度私立学校（幼稚園） 運営費補助金配分の基本方針について	継 続	
令和3年度私立学校（専修学校・各種学校） 運営費補助金配分の基本方針について	継 続	

(2) 審議内容
別添「審議記録書」のとおり

- 6 閉 会
議長は、議事終了の旨を述べて、15時45分閉会を宣言した。

令和3年7月13日

議 長 村田 俊彦

議事録署名人

委 員 土屋 功一

委 員 小寺 智子

(別紙1)

学事第468号

令和3年7月13日

埼玉県私立学校助成審議会会長 様

埼玉県知事 大野 元裕 (公印省略)

令和3年度私立学校運営費補助金配分の基本方針について (諮問)

埼玉県私立学校助成審議会条例第2条の規定により、下記の事項について、貴審議会の意見を求めます。

記

- 1 令和3年度私立学校 (小学校・中学校・高等学校) 運営費補助金配分の基本方針について
- 2 令和3年度私立学校 (幼稚園) 運営費補助金配分の基本方針について
- 3 令和3年度私立学校 (専修学校・各種学校) 運営費補助金配分の基本方針について

【審議記録書】

○司会 お待たせをいたしました。

本日は、大変お忙しいところ御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

私、議事に入りますまでの間、司会を務めさせていただきます、学事課副課長の中崎でございます。よろしくお願いいたします。

事務的な連絡でありますけれども、御発言に当たっては、机上にマイクが設置されております。台座中央下の灰色のボタンがあります。押すと赤く点滅するようになっていますが、押すとスイッチが入りますので、お話しください。

1 委嘱状の交付

○司会 それでは、今回は今年度第1回の審議会となりますので、開会に先立ちまして、このたび委嘱をお受けいただいた委員の皆様、小野寺亘総務部長から委嘱状をお渡しいたします。

皆様のお席に伺いますので、どうぞそのままお席でお待ちください。

〔対象委員に対して委嘱状交付〕

2 委員及び事務局職員紹介

○司会 続きまして、委員の皆様方から自己紹介をお願いしたいと存じます。

恐れ入りますが、村田会長から時計回り、お席の配席の時計回りに全員の皆様をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○村田委員 村田と申します。昨年からお世話になっております。どうぞよろしくお願いいたします。

○齊藤（邦）委員 県議会議員の齊藤邦明と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○梅澤委員 こんにちは。県議会議員の久喜市選出の梅澤佳一でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○齊藤（正）委員 こんにちは。県議会議員の齊藤、彼は邦明、私は正明と申します。出身は人間です。よろしくお願いいたします。

○重川委員 埼玉大学の重川と申します。よろしくお願いいたします。

○大野委員 大宮駅西口で開業しております公認会計士、税理士の大野夏美と申します。よろしくお願いいたします。

○小寺委員 川越で弁護士をしております小寺と申します。よろしくお願いいたします。

○増井委員 川口で建設業を営んでおります増井と申します。よろしくお願いいたします。

○山崎委員 学校法人ワタナベ学園理事長、山崎と申します。同時に越谷にございます保育の専門学校の校長も兼ねております。今日はお世話になります。ひとつよろしくお願いいたします。

○土屋委員 ふじみ野市にあります学校法人新双葉幼稚園の理事長、園長の土屋と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○佐藤委員 こんにちは。さいたま市西区にあります学校法人壽泉学園、大宮みどりが丘幼稚園の理事長、園長をしております佐藤緑郎でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○深澤委員 こんにちは。私立学校の副会長を務めさせていただいております西武台高校の校長の深澤でございます。よろしくお願ひいたします。

○青木委員 開智学園の青木でございます。よろしくお願ひいたします。

○司会 ありがとうございます。

続きまして、事務局職員を御紹介いたします。

総務部長の小野寺亘でございます。

○小野寺総務部長 よろしくお願ひいたします。

○司会 学事課長の松澤純一でございます。

○松澤学事課長 よろしくお願ひいたします。

○司会 高等学校担当主幹の小村秀明でございます。

○小村高等学校担当主幹 よろしくお願ひいたします。

○司会 幼稚園担当主幹の村松淳でございます。

○村松幼稚園担当主幹 よろしくお願ひいたします。

○司会 専修各種学校担当主幹の小宮鎮紀でございます。

○小宮専修各種学校担当主幹 よろしくお願ひいたします。

○司会 高等学校担当主査の関口智子でございます。

○関口高等学校担当主査 よろしくお願ひいたします。

○司会 専修各種学校担当主査の清野博孝でございます。

○清野専修各種学校担当主査 よろしくお願ひいたします。

○司会 冒頭にも御挨拶申し上げましたが、改めまして、私は学事課副課長の中崎善匡でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

3 総務部長挨拶

○司会 それでは、開会に先立ちまして、小野寺総務部長から御挨拶を申し上げます。

○小野寺総務部長 総務部長の小野寺でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

委員の皆様方におかれましては、御多忙中にもかかわらず、埼玉県私立学校助成審議会に御出席をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。また、日頃から本県の私学行政はもとより、県政全般にわたり多大な御協力を賜り、この場をお借りして重ねて御礼を申し上げます。

県では、御案内のとおり私学教育を推進し、教育条件の向上や保護者の経済的負担の軽減などを

目的といたしまして、私立学校運営費補助金を交付させていただいております。本審議会は、この運営費補助金の配分の基本方針について御審議をいただくものでございます。皆様方の貴重な御意見を参考に、運営費補助金の効果的な配分に努めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします、

委員の皆様方におかれましては、それぞれの分野での御経験を踏まえ、様々な見地から御審議を賜りますようお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

4 開 会

○司会 それでは、埼玉県私立学校助成審議会条例第6条第2項に定める定足数を満たしておりますので、ただいまから令和3年度第1回埼玉県私立学校助成審議会を開会いたします。

5 会長挨拶

○司会 ここで、村田会長から御挨拶をいただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

○村田会長 では、改めまして、皆さんこんにちは。昨年皆さんの御推挙によりまして、私立学校助成審議会の会長の大役を仰せつかりました村田でございます。どうぞよろしく願い申し上げます。引き続き会長を務めろということでございますので、よろしく願いしたいと思います。

私立学校助成審議会は、知事の諮問に応じ私立学校に対する各年度の運営費補助金の配分の基本方針について御審議をいただく場でございます。ただいまから御審議いただきますけれども、皆様方にはそれぞれのお立場から御意見をいただきまして、実りある審議を尽くしてまいりたいと存じます。

議事の公正な運営に心がけてまいる所存でございますので、委員の皆様方の御協力をどうぞよろしく願い申し上げます。

○司会 ありがとうございます。

6 諮問書の手交

○司会 次に、小野寺総務部長から会長に諮問書をお渡しいたします。

〔会長に諮問書を手交〕

○司会 続いて、委員の皆様にも事務局から、諮問書の写しを配付させていただきます。

〔委員に諮問書を配付〕

○司会 それでは、これからの議事につきましては、会長に進行をお願いいたします。会長、よろしく願いします。

7 議事録署名委員の指名

○村田会長 それでは、条例第6条第1項に基づきまして、私が議長として議事を進めてまいります。

議事に入ります前に、条例第8条第2項の規定により、今回の議事録署名委員を指名したいと存じます。土屋功一委員、小寺智子委員、以上2名の方をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

続きまして、会議の公開等につきまして、委員の皆さんにお諮りしたいと思います。条例第7条では、「審議会の会議は、公開する。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができる」と規定しております。今回の会議につきましては、公開とすることによってよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○村田会長 ありがとうございます。

それでは、そのように取り扱わせていただきます。

次に、傍聴者について事務局からお願いいたします。

○事務局 本日の傍聴者は2名でございます。

8 諮問事項（3件）

（1）令和3年度私立学校（小学校・中学校・高等学校）

運営費補助金配分の基本方針について

（2）令和3年度私立学校（幼稚園）

運営費補助金配分の基本方針について

（3）令和3年度私立学校（専修学校・各種学校）

運営費補助金配分の基本方針について

○村田会長 それでは、審議に入りたいと思います。

今回は、諮問事項の3件でございますが、これらを一括して議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 それでは、学事課長の松澤から御説明をさせていただきます。皆様のお手元の資料1をお開きいただきたいと存じます。本日は本年度第1回目でございますので、審議会の役割と基本的な考え方につきまして、最初に確認ということで御説明をさせていただきます。着座にて失礼いたします。

まず、資料1の「私立学校運営費補助金配分の基本方針について」という書類でございますが、補助金交付の目的、3つ掲げてございます。1つ目、教育条件の維持、向上を図る、2つ目、生徒等に係る経済負担の軽減、それから私立学校の経営の健全性という3つの目的がございます。

2つ目、私立学校運営費補助金配分の基本方針ということでございます。運営費の補助金の総額、この後、金額については御説明いたしますけれども、本年3月に議会の御議決をいただきまして、

総額としてはこちらの金額というところがございます。こちらの配分に当たりまして、このような方針、あるいは昨年度からこういうところを見直しさせていただいて、いかがでしょうかということについて、この令和3年度の方針を定めるというのが基本的な方針でございます。

期待される効果、1番、透明性、公平性がさらに向上する。それから、早期の段階で学校へ情報を提示させていただくことで補助効果が高まるといったことが期待されるものでございます。

1ページおめくりいただきまして、資料2、「令和3年度私学助成について」、左と右で2本の柱が書いてあるものでございます。こちら左側が、本助成審議会の方で御審議をいただく内容でございます。右側、父母負担軽減事業補助、こちらは保護者の方に学費、授業料の軽減補助をさせていただいているもので、こちらは参考になりますけれども、左側の柱、一番下、見ていただきまして、予算額34,651、およそ346.5億円ほど予算の方をお認めいただきまして、こちらの配分について御議論をいただくと。細かいところ、右側の下、ちなみに父母負担軽減の方の予算額、23,641百万円ということで、大体236億円ほどの予算をお認めいただいているところでございます。

もう一枚おめくりいただきまして、ちょっと数字が小さくなってしまいますけれども、上から3番目、高等学校（全日制課程）の方につきましては、そこからちょうど補助総額の太く囲ってあるところ、数字の小計というところに16,140,050という数字がございます。161億円です。これは、生徒1人当たり補助単価に割り戻しますと、左上の方に目線を動かしていただきまして、311,070、31万1千円余という形での生徒1人当たりという金額になってございます。

段を2つ下げていただきまして、幼稚園の方の補助総額、小計のところを御覧いただきたいのですが、15,123,143、大体151億円余りと。また、左上の方に目線動かしていただきまして、園児1人当たり19万3千円余という形になってございます。

段を3つ下がっていただきまして、専修学校につきましては、補助総額が2,780万円余ということで、生徒1人当たり8万2,730円。

1個下がっていただきまして、同じく専修・各種学校の方が366,673、3億6,000万余ということで、生徒1人当たり換算しますと2万5,300円といった形の数字になっております。

次、もう一枚おめくりいただきまして、資料2の3ページ、「令和3年度 全日制高校の父母負担軽減制度について」、こちらは先ほど2つの柱がありまして、右側にありました参考資料として提示しているものでございますけれども、これは高校分で申し上げて、大体160億円余りの金額がどういう考え方で父母負担軽減として使われているかというものです。ちなみに、昨年度お示ししている図面からすると、1つだけ変更点がございまして、この一番上の奨学のための給付金、これは270万円。270万円というのは何かといいますと、お父さん、お母さん、お子さん2人という家族4人のモデル世帯での収入が270万円までで非課税世帯と言われているものです。こちらについて、その変更点のところありますけれども、第1子区分、お子様1人目の方については、昨年度もコロナの影響も受けまして、ちょっと増額になりまして2万6,100円増額、お子さん2人目以降については1万2

千円増額ということで、こちらが強化されて、令和3年度も同様の仕組みで動いてございます。

この図の見方ですけれども、右方向が所得が出ていまして、縦方向が給付される金額の多寡を表してございます。その下の方に行きまして、施設費等納付金、それから授業料、それから入学金、主にこの4つの柱で父母負担軽減の方はやらせていただいているところでございます。

私の方からの説明は以上でございまして、この後、各担当の方から詳細について御説明をさせていただければと存じます。どうぞよろしく願いいたします。

○事務局 高等学校担当の小村と申します。私からは、諮問事項の(1)、「令和3年度私立学校(小学校・中学校・高等学校)運営費補助金配分の基本方針について」御説明いたします。恐縮ですが、着座にて失礼をいたします。

本日の審議会は、今年度第1回目の開催でございますので、まず現行の基本方針について御説明いたします。その後、「配分の基本方針に係る検討の視点」について御説明いたします。「検討の視点」は、現行の基本方針の課題を整理したもので、委員の皆様、改正に当たっての考え方や方向性について、特に御審議いただきたいものでございます。次回の第2回目の審議会の場では、本日の御審議の内容を踏まえた基本方針の改正案をお示しさせていただきたいと考えております。

それでは、資料3-1、現行の基本方針を御覧いただければと思います。1の「配分の基本的な考え方」ですが、運営費補助金の配分に当たりましては、「基礎配分」と「政策誘導配分」の2つの配分枠において、それぞれの枠の中に必要な要素を組み入れ、補助効果を最大にするよう努めていくとしております。「基礎配分」とは、人件費や光熱水費などの経常的経費に対し、予算の範囲内で補助するもので、学校運営の根幹を支えるための配分でございます。「政策誘導配分」とは、教育条件の向上や特色ある教育の実施など、県が進める私学行政への誘導を促進するための配分でございます。

次に、2の基礎配分の(1)高等学校を御覧ください。配分項目として、①人件費や②教育研究経費など4つの項目がございます。高等学校では、前年度の生徒や教職員数に応じた支出の状況、具体的には前年度の決算書における人件費や教育研究経費などの額に補助率を乗じて補助額を算出する「補助対象経費方式」という経営実態を反映しやすい配分方式を採用しております。配分の趣旨欄の2行目に「経常的経費の「一定割合」を補助する」としているのは、このためでございます。

次に、(2)中学校と(3)小学校ですが、両方とも配分項目としては「生徒数割」の1つでございます。小・中学校では、生徒1人当たりの補助単価を設定し、生徒数を乗じて補助額を決める単価方式という配分方式を採用しておりますので、配分の趣旨欄では高等学校とは異なり、「経常的経費の一部を補助する」としております。

恐れ入りますが、1枚おめくりください。3「政策誘導配分」について御説明いたします。まず、①生徒納付金水準補正ですが、授業料などの生徒納付金が低い学校に加算する一方、高い学校は減算することにより、生徒納付金にかかる父母負担の軽減を図るものでございます。

次に、②小規模校加算ですが、生徒数が720人以下の小規模校に加算することにより、学校運営の安定化、教育環境の充実を図るものでございます。

次に、③学級規模補正ですが、生徒数が40人以下の少人数学級に加算することにより、少人数学級編制を誘導し、教育環境の向上を図るものでございます。

次に、④学校関係者評価実施加算ですが、保護者や地域住民などによる学校関係者評価を実施する学校に加算することにより、積極的な実施を誘導するものでございます。

次に、⑤本務教員充足加算です。本務教員とは、週5日以上勤務する校長や教員のことで、本務教員1人当たりの生徒数が少ない学校に加算することにより、本務教員の充足を誘導し、教育環境の向上を図るものでございます。

次に、⑥特色教育促進加算ですが、特色ある教育を行う学校に加算することにより、グローバル人材の育成など特色ある取組を促進するものでございます。

次に、⑦ICT活用教育推進加算ですが、ICTを活用した教育を推進するための経費に加算配分することにより、ICT機器を活用した新しい教育を推進するものでございます。

政策誘導配分の最後になりますが、⑧定員超過調整ですが、定員超過の学校は減算することにより、収容定員の遵守を誘導し、適正な学校運営の確保を図るものでございます。

なお、欄外の米印でありますが、小学校は、⑥特色教育加算及び⑧定員超過調整の2項目を適用することとしております。これは、県内の小学校が5校と少ない中で、配分原資は一定であるため、ある学校へ政策誘導配分をすることが、直接的に他の学校への配分の減少につながる点や、既に少人数学級による質の高い授業が行われている点などを考慮し、基礎配分に重点を置いた配分としているものでございます。

米印の2つ目、中学校は②の小規模校加算は適用しないこととしておりますが、これは高校と比較し、学校ごとの規模の違いが小さい点を考慮しております。

最後に、4の特別補助ですが、項目といたしましては、「新型コロナウイルス感染症対策特別配分」の1つでございます。学校独自の感染症対策の取組に係る経費に配分することにより、多様性や独自性のある私立学校の感染症対策を促進するものでございます。

恐れ入りますが、1枚おめくりいただき、資料3-2「配分の基本方針に係る検討の視点（小学校・中学校・高等学校）」を御覧ください。検討の視点としては2点ございます。

まず、1点目は、「新型コロナウイルス感染症対策特別配分の見直しについて」でございます。

まず、現状でございますが、新型コロナウイルス感染症については、長期的な対応が求められることが見込まれるところですが、こうした中でも持続的に児童生徒の教育を受ける権利を保障していくため、学校における感染及びその拡大リスクを可能な限り低減した上で、学校運営を継続していく必要があります。このため、学校では、地域の感染状況に応じて、感染症対策の徹底が求められております。国による各種支援策がございますが、多様性や独自性のある私立学校にとっては、

現場ニーズや補助要件に合致しているとは限らず、用意された支援事業の補助対象とならないケースや十分な対応ができないケースもございます。このため、令和2年度、昨年度に、新型コロナウイルス対策の取組に対して、学校規模に応じ、下の表に示した額を上限とする特別配分を創設したところでございます。

その下の課題でございますが、スクールバスの増便に多額の経費がかかり、既存の配分額では足りないという意見がございます。このため、学校ニーズに応じた新型コロナウイルス感染症対策を行えるよう支援ができないか。この考え方や方向性につきまして、御審議をお願いいたします。

続きまして、資料3-2の2ページでございます。2点目は、「教員の研修参加に対する支援について」ですが、中学校と高等学校の配分の基本方針に係る検討の視点でございます。

まず、現状ですが、埼玉県立総合教育センターでは、各教科等における指導力の向上を目指し、基本的事項から専門的事項までの幅広い知識と技能の習得を目的とした希望研修を実施しております。この希望研修は、私立学校の教員も参加可能で、県からも各学校に対して案内をしておりますが、過去3年間、私立学校の教員から申込みはない状況と伺っております。このような状況の中、県議会の令和3年6月定例会において、私立学校の教員研修に対するニーズを調査するべきではないかという一般質問がございました。

これを受けまして、私立学校の教員研修の現状やニーズについて、私立高等学校56校に対してアンケート調査を実施いたしました。アンケート調査の結果につきましては、次のページを御覧いただければと思います。調査結果のうち、費用に関連する質問を抜粋したものでございます。

まず、問1の「外部機関が実施する研修を利用していますか」という質問に対する回答は、「利用している」が40校、「利用していない」が16校でございます。この後の問2と問3は、外部機関が実施する研修を利用していると回答した40校に聞いております。

まず、問2の「外部機関の研修を利用する場合、参加費用は誰が負担していますか」という質問に対する回答は、「学校が負担」が25校、「教員自身が負担」が1校、「研修内容や費用により学校または教員自身が負担」が14校でございます。

次に、問3の「外部機関の研修を受講するに当たり、何か課題はありますか」という質問に対しては、約8割の31校が「ない」と回答しておりますけれども、「ある」と回答した学校も9校ございまして、そのうち費用負担が課題であるとした学校が3校ございます。

最後の問4は、外部機関の研修を利用していない14校に、その理由を尋ねた質問ですが、「学校内で自主的に研修を実施しているため必要ない」と回答した学校が最も多かった一方で、「参加費用がかかる」ことを理由として挙げた学校も4校ございました。

前のページにお戻りいただければと思います。アンケート結果を踏まえて整理した課題でございますが、1つ目と2つ目のポツは、今御説明申し上げたアンケート調査の結果を記載したものでございますので、説明は省略させていただきます。

一番下の3つ目のポツですが、学校が負担する研修参加費用は、現行の配分の基本方針においても、基礎配分で一定割合を補助することになっておりますが、人材育成という観点から、外部機関の研修への参加を促進するために、さらなる財政的な支援をする必要があるか、この点について御審議をお願いいたします。

私からの説明は以上でございます。御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 幼稚園担当の村松と申します。諮問事項の(2)「令和3年度私立学校(幼稚園)運営費補助金配分の基本方針について」、御説明申し上げます。大変恐縮ですが、座って御説明させていただきます。

最初に、現行の基本方針でございますが、資料4「令和2年度私立学校(幼稚園)運営費補助金配分の基本方針」を御説明申し上げます。まず、1の「配分の基本的な考え方」でございますが、幼稚園におきましても、「基礎配分」と「政策誘導配分」の2つの配分枠を設け、それぞれの配分枠において、必要な要素を組み入れる方式を取っております。

2の「基礎配分」では、「①園児数割」から「⑤満3歳児数割」まで5項目を設定しておりまして、それぞれ補助単価に対象数を乗じて配分額を算出する単価方式を採用しております。

①の「園児数割」は、補助単価に定員内の園児数を乗じて得た額を配分するものでございます。

②の「園割」は、全ての園に一律に定額を配分するものです。

③の「常勤教員割」は、実学級数に、園児数に応じて2人または3人を加えるなどして標準の教員数を算出し、これに補助単価を乗じて得た額を配分するものです。

④の「常勤職員割」は、補助単価に、3人を上限とした常勤職員数を乗じて得た額を配分するものです。

⑤の「満3歳児数割」でございますが、補助単価に、1月の始業日現在の満3歳児数を乗じて得た額を配分するものです。

続きまして、3の「政策誘導配分」について御説明申し上げます。政策誘導配分は、全部で12項目ございまして、①から⑧までの8項目と⑫の1項目は加算により、また、⑨から⑪までの3項目は減算により政策誘導を図るものです。

①の「3歳児保育促進加算」でございますが、きめ細かな対応が求められる3歳児保育について、3歳児クラスを担当する教員数に応じて加算することで、保育の質の向上を図るものです。

②の「ティーム保育促進加算」でございますが、4歳児または5歳児クラスに補助教員を配置している場合に加算するものでございまして、①の加算と同様、きめ細かな保育の促進を図るものでございます。

次に、③の「園児納付金抑制加算」でございますが、園児納付金が県平均額から算出した基準額未満に抑えられている場合、基準額に対して納付金の水準が低くなるに従い傾斜加算するものでございます。その際、園児納付金の抑制が教員の給与の低下を招かないよう、教員の平均給与が県平

均以上の園に対しては、さらに単価を増額して配分することで、教員の給与水準の向上を図っております。

1 ページおめぐりください。④の「1種免許状保育促進加算」でございますが、幼稚園教諭の1種免許を保有する常勤教員数に応じて加算配分するものです。

⑤の「小規模園加算」でございますが、実員が150人以下の小規模園に一定額を加算配分することで、小規模園の経営の安定化などを図るものです。

⑥の「安全管理対策加算」でございますが、防犯や園児の事故防止など安全管理対策に取り組む幼稚園に対し、その経費に応じて一定額を加算配分するものです。

⑦の「学校関係者評価加算」でございますが、学校関係者評価を実施する幼稚園に加算するものです。

次に、⑧の「人材確保加算」でございますが、県と全埼玉私立幼稚園連合会の共催する合同就職説明会に参加した幼稚園に加算することにより、人材確保の推進を図るものです。

続きまして、⑨から⑪は減算調整の項目でございますが、⑨の「定員超過調整」は、収容定員を超える幼稚園に対し、定員超過率に応じて基礎配分額から減算するものです。

⑩の「高額給与調整」でございますが、県内の私立幼稚園の園長の平均年収の1.5倍を超える給与を受ける教職員がいる場合につきまして、この額を超える額を減算するものでございます。

⑪の「剰余金保有調整」でございますが、財務計算書における剰余金の額が3億円以上の余裕のある法人につきましては、基礎配分額に剰余金の額に応じて一定の率を乗じた額を減算するものでございます。

最後に、⑫の「新型コロナウイルス感染症対策加算」でございますが、感染症対策の取組を徹底することに伴う業務量の増への対応に必要なものに係る経費であって、国からの補助など他の補助と補助対象経費が重複しないものを補助対象として加算するものでございます。

令和2年度の私立幼稚園の配分基準の基本方針についての説明は以上でございます。

なお、前年度の審議会におきましては、納付金抑制加算などの大幅な配分基準の変更につき、3回にわたり御審議いただきました。そのような経緯も踏まえまして、今年度は昨年改定した配分基準の効果検証を行っていきたいと考えております。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○事務局 専修各種学校担当の小宮でございます。続きまして、諮問事項の(3)令和3年度私立学校(専修学校・各種学校)運営費補助金配分の基本方針について御説明させていただきます。大変恐縮ですが、座って御説明させていただきたいと思っております。

資料は、お手元の資料5のインデックスを御覧いただきますようお願いいたします。初めに、「令和2年度私立学校(専修学校・各種学校)運営費補助金配分の基本方針」という資料に基づきまして、現行の基本方針について御説明をさせていただきます。

まず、1番の「配分の基本的な考え方」でございますが、基礎配分、政策誘導配分の考え方につきましては、他の高校、幼稚園等の学種と同様でございます。

続きまして、2の基礎配分というところを御覧ください。専修・各種学校につきましては、まず学校の規模に応じた配分方法といたしまして、生徒数割、教職員数割による配分をしております。それぞれ、生徒数、教職員数に一定の補助単価を乗じ、配分するものでございまして、経営の健全性を高めるとともに、父母負担の軽減を図るため、補助するものでございます。

続きまして、真ん中のところの3番、政策誘導配分について御説明いたします。上から、まず①番、専任教員充足加算でございますけれども、まず配置基準を超えて専任教員を配置している学校、それと専任教員1人当たりの生徒数の少ない学校に対して、専任教員の充足を誘導するため、加算をしているものでございます。

続きまして、下の②番でございますけれども、こちらの方は従来、安全管理・施設整備加算と言っていたところを、令和2年度、昨年度に保健安全対策・教育環境整備加算と改め、大幅な拡充を行ったところでございます。専修・各種学校のコロナ感染対策に係る経費に対しまして、特に専修学校について補助対象経費を拡充し、手厚く配分をしたものでございます。今年度もコロナ感染対策が必要な状況に変化はないというふうに考えておりまして、昨年度と同様の配分をしてはどうかということで考えております。

その下の③番の教員資質向上加算でございますけれども、こちらは学校が教員を研修に派遣した場合に、その費用に対して加算という形で補助するものでございます。

その下の④番、職業実践専門課程認定加算でございますけれども、こちらは国の認定を受けて企業と連携した実践的な職業教育を推進する専門学校に対しまして、職業教育の連携に係る費用に対して加算をするものでございます。

また、下の⑤番、学校医配置加算につきましては、学校医を配置し、保健計画等の立案に参加している学校に対する加算をするものでございまして、元年度から始まったものでございます。

専修学校・各種学校の配分基準につきましては、このような令和2年度の配分方針を、今年度も引き続き継続していきたいと考えておりますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○事務局 改めまして、高等学校担当の小村と申します。右肩に「参考資料1」とある資料を御覧ください。インデックスもついてございます。もうちょっとお時間をちょうだいしまして、今年度から新たに始まります「授業目的公衆送信補償金制度に係る支援について」御説明をいたします。恐縮ですが、着座にて失礼いたします。

まず始めに、「授業目的公衆送信補償金制度」について御説明いたしますので、資料の下半分にご覧いただけます。左側にイラスト、右側に説明書きがございますが、右側の説

明書きの方を御覧いただければと思います。

ちょっと小さいのですが、著作権法35条の改正により、インターネットを利用した授業で著作物を利用することが可能になりました。ここで、授業における著作物の利用について、法改正前はどうかと申しますと、左側のイラストにもございますが、「対面授業のためにコピーすること」は無許諾、無償で可能でございました。また、イラストにはございませんけれども、「対面授業でコピーしたものを同時中継の遠隔合同授業のために公衆送信すること」も、無許諾、無償で可能でございました。ところが、その他の公衆送信、イラストの下の方になりますけれども、「予習・復習用の資料を生徒の自宅にメールで送信すること」や「オンデマンド型の遠隔授業のために講義映像や資料を送信すること」は、権利者の許諾が必要とされておりました。教育関係者から、権利処理の煩雑さなどから、学校などにおけるICTを活用した教育において必要な著作物が円滑に利用できていないとして、著作権制度の見直しを求める声があったとのことでございます。

資料右側の説明書きに戻りますが、法改正により、遠隔合同授業等以外の授業でも、無許諾で他人の著作物を利用した教材をインターネット経由で送信することができるようになりました。ただ、授業で著作物をインターネット経由で送信する場合、教育機関の設置者、私立学校の場合は学校法人ということになりますが、SARTRASという団体に補償金を支払う必要がございます。

以上が授業目的公衆送信補償金制度の概要でございます。

この新たに創設された制度に係る県としての支援でございますが、1の概要にございますとおり、「私立高等学校等が本制度を活用した場合、補償金の支払いに係る経費を補助する」とこといたしました。

2の補助額ですが、「制度上定まる(全国一律の)児童生徒等1人当たり単価に各学校の定員内実員を乗じた額を補助」いたします。

3の財源ですが、国庫補助が2分の1、県の持ち出しである一般財源が2分の1でございます。国庫補助のところに「私立高等学校等経常費助成費補助金(一般補助)」とございます。これは、各都道府県の私立学校運営費補助に対する国の補助でございまして、国は補償金の支払いに係る経費の補助について、各都道府県が運営費補助の一部として補助することを想定しています。このため、本県では補償金の支払いに係る経費の補助を運営費補助の一部として補助いたします。国が定めた単価やスキームに従い補助をするものであり、本審議会において御審議いただくものではございませんけれども、運営費補助の一部として交付することになることから、御紹介をさせていただきました。

説明は以上でございます。

○村田会長 どうもありがとうございました。

ただいま事務局の方から、諮問事項でありますそれぞれの学種についての運営費の補助金の配分基本方針について御説明をいただきまして、一括で御説明をいただきました。特に資料の3-2の

1番、2番につきましては、検討してということで御説明をいただきました。

それでは、この件につきまして御意見、御質問等がございましたら、それぞれ発言をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

はい、どうぞ。

○委員 資料3-2の現状というところで、埼玉県立総合センターでは、各教科等における指導力云々と書いて、希望研修を実施しているというふうにして、私立学校の教員も参加可能でとなつていますがけれども、この参加費は幾らだという、1人当たり幾らかということを学事課の方では認識されているのでしょうかということ、ちょっとお伺ひしたいと思います。

○村田会長 お願いします。

○事務局 お答え申し上げます。

参加費用の方は、県立総合教育センターに確認したところ、数千円から数万円と聞いております。確定的な金額が出ないのは、講師に支払う報酬であるとか、参加人数によって受講料が変わってくるということでした。

以上でございます。

○村田会長 はい、どうぞ。

○委員 県立高校でも同様な研修費を支払っているのでしょうか。

○村田会長 はい、お願いします。

○事務局 県立高校では、同様の受講料は支払っていないと聞いております。

○委員 ということは、県立高校の教職員は無料であるというふうに理解していいわけですね。

○事務局 はい。そのように理解していただいて結構でございます。

○委員 私学の教員が希望する場合には、お金がかかりますよということですね。

○事務局 はい、そうでございます。

○村田会長 よろしいですか。

○委員 はい。

○村田会長 ほかにございますか。

はい、どうぞ。

○委員 先ほど幼稚園の関係で、昨年度かなり見直しをしたところの効果検証を今年しますとおっしゃられたのですが、効果検証の結果は次回分かるのでしょうか。

○村田会長 では、事務局、お願いします。

○事務局 お答えします。

今、運用費補助金の受領会というのを行ってございまして、各学校から納付金の状況というのを集めておりますので、次回、その結果につきまして御報告できると思います。

○村田会長 よろしいですか。

はい、どうぞ。

○委員 資料3-2の1ページ目に、今日の課題の下の方にスクールバスの増便とか新型コロナウイルス感染症対策についての課題があると思うのですが、これは議論の中では今年度限りの、要するに来年度限りというのですか、単年度の想定で議論するということでよろしいでしょうか。

○村田会長 では、事務局、お願いします。

○事務局 単年度かと申しますと、今年度以降ということでお考えいただきまして、もし来年度もう必要ないのではないかというような場合には、また検討の視点として、もうぼちぼち新型コロナウイルスも仮にですけれども、終息したからということであれば、その時点で検討の視点として御提案することになるかと思えます。

○委員 分かりました。

○村田会長 ありがとうございます。

そのほかございますか。

はい、どうぞ。

○委員 今のところなのですけれども、課題として1点目の方はスクールバスということが書かれているのですが、2点目で学校ニーズに応じたということなのですが、事務局の方でスクールバスのこと以外、何かしら学校ニーズというのは何かいろいろあるということ把握されているのであれば、御紹介いただければと思います。

○村田会長 では、事務局、お願いします。

○事務局 お答え申し上げます。

正直なところ、声が上がっているのは、やはりスクールバスの経費が多額だということでございます。ほかに具体的に、この経費で足りないものがあるというのは聞いていないところなのですが、この審議会の場において、やっぱりこういう方向性で、例えば配分上限額を上げた方がいいというようなことになれば、実際には各学校にどういうコロナ関係の経費がかかっているのか調査をしようと考えております。

○村田会長 よろしいですか。ありがとうございます。

はい、どうぞ。

○委員 埼玉県の助成、全ての項目別に、今全国的にどの程度のランクにいるのか。高いのか低いのか、ほどほどなのか、そういった比較対象が欲しいのです。できれば子供の教育のことですから、少しでも環境をよくする一つが助成なのだと思うのですが、助成だけが全てではないのですけれども、東京都と比べると、たしか昔から低いランクにいたと思うのですが、どのくらい全国的に上がってきているのか。

それから、毎年毎年子供の数は減ってきているわけです。そういう中で、経営的に苦しいところがどのくらいあって、結果的に経営をやめざるを得ないというところがどのくらい出ているのか。

これどうにもならないところがあるわけです。例えばこの地域においては、もうどう考えても子供が増えないと。そういったことも、もうこれから現実的に出ているはずでありますけれども、県として私立幼稚園の立ち位置を、今後どこまで考えていくのか。

ちょっと見方を変えると、もう例えばこれから先、普通に考えてもこれから人口が増える時代ではありませんから、減る一方。そういう中で、経営は非常に難しいだろうというところが間違いなく出ているはずであります。これをどこまで守っていくのかという基本的な考え方をどこまで県は考えているのか。

それから、これだけいろんな資料がありますけれども、常に他県と、特に他県の中でも埼玉と同じような人口レベルと比較してどうなのかと。

それからまた、いろんな御意見が出る中で、県の方も真摯に意見一つ一つを取り上げて研究をしていくことは大事だというふうに思いますけれども、例えばさっきの件数の関係で40校のうちたしか4件かな、意見が出たというような話がここら辺出ていたと思うのですが、現実的にほかのところは問題ないような感じのところもありますし、その調査は必要なのですが、中身をもうちょっと掘り下げて、どこが本当に問題ないのか、どこが問題なのか。

それから、経営的に余裕があるところは減額というような見方も全体的にはありますけれども、その辺の基準も学校が努力して経営状態がいいところで、あえて結果の数字だけで減額というような考え方が本当にいいのだろうか。私学ですから、自由競争の中でのある面での戦いもあって、企業でいえば、もうこういう中でいいところと悪いところが出るのは当たり前の話ですから、そういう中身はどこまで研究しているのか、努力しているのか。そういうところも細かく見ていかないと、単なる決算の計算だけで、いいところは減らそうとかいうところは、こういう考え方もどうなのかなと。だからこそ、他県ではどんなやり方でやっているのかということが調べてあるのか、そういうことが大事だと思うのです。

だから、基本的にはさっきも言いましたけれども、もう少子高齢化、もう少子化というのは免れようがないのです。どんどん、どんどん今の状態では減っていくわけですから、そういう中で公立もそうでありますけれども、公立の場合は、ある意味では非常に恵まれた環境にありますけれども、私学というのはどんどん、どんどん厳しさがある。そういう中で生き残る学校と、そうではないところが当然出てくるので、それに対して県はどんな見通しを持って、どんな方法で子供たちの教育環境を守っていくのか、そういったところがどこまでなされているのか、お答えいただきたいと思います。

○村田会長 今、委員の方から御質問ありましたけれども、いろいろな項目が、ちょっと多岐にわたっているような形になりますけれども、現時点で答えられるものと、今後また調査していくものと含めて、ちょっとお答えいただければありがたいと思います。

○事務局 では、現時点でお答えできるものをお答えさせていただきますと、補助金のランクという

お話が冒頭であったかと思います。いわゆる補助金の額の全国順位かかと思ひますけれども、高等学校の運営費と父母負担軽減事業補助、いわゆる私学助成全体の令和3年度予算で全国8位ということになっております。

それから、2点目として、経営的に苦しいところを把握しているのかというお話があったかと思ひます。全日制の高等学校で申し上げますと、基本金組入れ後収支比率という、いわゆる企業でいうところの収益と費用を比較するような指標がございますけれども、令和元年度決算で見ますと、それが赤字となっているのが、全日制高校48校あるうちの24校が赤字であるというのは把握はしてございます。ただ、この赤字のレベルにつきましても、ごく僅かというところと、ちょっと多めというところもありますので、一概に赤字だからといって経営が苦しいかと申し上げますと、そうとも限らないところはあろうかと思ひます。

今、現時点でお答えできるのは、以上でございます。

○事務局 続きまして、幼稚園……

○村田会長 ちょっと待ってください。

では、委員。

○委員 答弁、それで終わり。

○事務局 では、幼稚園担当の経常費補助単価の順位の方を申し上げます。

現在、埼玉県は全国で28位の補助単価の順位となっております。

あと、経営的に苦しいところに対してどのように考えているのかといったところがございますが、幼稚園の方では配分基準の中で小規模園加算というところで、小規模な幼稚園に対しましては加算をするというような形で、そこは補助してございます。

今答えられるのは、以上でございます。

○村田会長 はい、どうぞ。

○委員 今日資料を頂いて、ちょっと今気がつく範囲でもって、抜けているところはあるのですが、重ねて幾つも言ったので、今日全部答弁はもらわなくても結構ですけれども、例えば数字だけで今全国8位とか、幼稚園は28位と答弁もらったのだけれども、もっと深掘りをして、金額だけではないのですというような、単純な内容では僕はないと思っているのですよ。一校一校の内容であるとか、そういうところを見ていかないと、さっき言いましたように私学というのはあくまでも公立と違って個人経営の学校経営の難しさがありますし、特異性もありますし、また内容も、お金の使い方、簡単に言えばね。それによって決算が変わってくるわけですから、そういうところも含めて、かなり深掘りしてやっていかないと、これから例えば日本も含めて、埼玉県もそんなに財政的に余裕がないわけなのですけれども、多分生徒数が減っているのですから、総額について楽なのですよ。それは多分見直しは、減っているのだから、頭数だけで割ればよくなるのに決まっているわけだから、だからそういうところまで考えた場合に、どうなのかということも考えてほしいし、

それから幼稚園が今決算上悪いところは補助金を増やすような対応をしていると、ちょっと意味合いで取れたのだけれども、それだけで済むのかな、これからの時代。

もっと厳しく言うと、駄目なところをいつまでも守るというのは、どんどん補助金を、企業経営でいったら、もうずっと赤字が分かっているのに、本当にそれでいいのと。かといって、せっかく子供たちがいるわけだから、そこを潰してしまってもいいのかという話になるわけですよ。だからこそ、どういうふうにしていったらいいのか、もう間違いなくその時代に入っているわけです。幼稚園の代表者いますけれども、地域によっても人口によっても、その町の中の構成によっても差というのはあるのだから、それをもうそれこそ相当時間を割いて、他県ではこういった場合どうやっているのか、どうやって切り抜けているのかということまで深く考えてほしいなというふうに思っています。

それから、さっき言った決算上経営が黒字とか、48校中24校で、その中身もまた大変なところと、差があるのは当たり前の話ですし、数字上の報告ではなくて、それをどういうふうに分析して、今後総務部として指導していくのかという基本的なところをもうちょっと、今日でなくていいですから明確に、ぱっと質問出たら答えられるようなことを、また次回までということも言わないから、この1年かけて一生懸命やってほしいなど。

今日来ている代表の方々も、総体的には多分余裕的なところもあれば、また人数的に不安を抱えているところもあるはずですから、今日は代表者の方々ですから、いつも埼玉県全体にいろんな関わりがあるわけですから、そういう人の意見を、少し意見交換を把握してやってほしいということで、今日はとどめておきます。

以上です。

○村田会長 どうもありがとうございました。

では、それに対して事務局の方から何か、よろしいですか。

では、どうぞ。

○委員 回答で8位だということなのですけれども、これは我々の方もよく言っているのですけれども、父母負担軽減補助というのは全国でもかなり上位になっているわけなのですけれども、運営費補助金というのは最低なのですよね、実質的に言うと。金額の面を合わせたら8位なのか、それとも片一方は上位で、片一方は最下位であったとしても、ただ8位なのか。そこら辺のところはどういう根拠として8位になっているのですか。

○村田会長 はい、お願いします。

○事務局 お答え申し上げます。

運営費補助金の予算と、父母負担軽減事業補助の予算を合算して、各都道府県の生徒数で割り込んだ結果の1人当たり単価が全国第8位ということでございます。

○村田会長 よろしいですか。

○委員 今の関係なのだけれども、次回までにちょっとデータを出してください。

○村田会長 今、委員の方からもありましたけれども、次回までにちょっと今出たような質問に関わるデータを整理して、提出をお願いしたいと思います。

○事務局 承知しました。

○村田会長 はい、どうぞ。

○委員 すみません。私の方は質問ではなくて、今後ちょっと引き続き注意、御留意していただきたいということで、皆さん当然御存じかもしれませんが、資料2の1ページのところに、当然父母負担軽減事業ということで、昨年も私、家計急変がたくさん出てくるのではないかというふうはこの審議会で申し上げましたが、コロナがこんなに長引くとは思わず、かつ過去にないぐらい雇用調整助成金ですとかコロナの関連特別融資というもので、いわゆる延命されている企業様もあるわけです。それがなくなってきて、いわゆる本当のアフターコロナというような状況になってきたときに、世の中が大きく変わってまいります。そういうふうになると、そのときに初めて、世の中ががらりと変わることによって、平たい言い方をするとお父様の会社がある日突然というようなこともあって、家計急変というものは、ちょっとコロナが終わってからも長い目で見ていただく方がいいのかなというふうに1つ思いました。

2点目が、ほかの委員の先生方もおっしゃっていますように、資料4の幼稚園だけではないと思うのですが、2ページの11番の剰余金保有調整というところで、今3億円以上持っているところについては減算調整するというような考え方があって、今時点ではそれはすごく理にかなったものであると思うのですが、もはや今現時点でこのコロナが1年間続きましたということで、この年度でぐっともう出生率が下がるということが分かっているわけです。そうすると、やっぱり経営者としてはそれに備えてということで、現実的には合併とかそういうことが行われているわけなのですけれども、この辺も柔軟にちょっと改革というか、していただけたらありがたいなと思います。

以上です。

○村田会長 はい、どうぞ。

○委員 課題に対する意見としてなのですが、スクールバスの増便というのは確かにお金がかかると思います。これ年間であれば、それなりの契約ができるのですけれども、コロナが鎮まったら補助金がなくなってしまったといたら、全く困ってしまうような状況だと思うのです。片や今バスがたくさん余っている状況ということで、やっぱり県全体としてこれは捉えて、やっぱりそういうところをきちんと支える、また私学の子供たちを安全に送り届けるというような点からも、きちっとした計画が必要ではないかと思います。

学校ニーズに合わせた新型コロナウイルス感染症対策なのですが、私学は県立から比べれば、昨年からずっとリモートで学習をしてくれています。これは、今までそういう培ったものがあつたの

か、きっと各学校でいろいろと学習の訓練をしてきたのかというのがあるかと思います。その点は本当に感謝しています。ただ、これから、さっき先生が言ったように、では県立学校これからも、小学校、中学校全部パソコンが来ました。これから何が課題といたら、県立高校はその能力を高めるのが課題なのです。これは私学でも同じだと思うのです。ですから、研修における予算措置というものは本当に大事であるから、きちんとその辺の確保をしていただければありがたい、そういうふうに感じました。

以上です。

○村田会長 ありがとうございます。

それはよろしいですね、事務局の方は。

そのほかございますか。

はい、どうぞ。

○委員 特に私が言いたいのは、特に専修・各種学校で、ここに書いてございます資料の5のところですが、職業実践専門課程認定加算というのは、埼玉県では独自に私立学校の運営費から補助していただいていると。これは本当にありがたいなど。予算化されて、きちっと出していただく。これは全国の都道府県を見ても、そんなにはないのです。1人頭幾らで出しているところもあるし、県独自で1校で職業実践専門課程の認定を受けているところには何十万出しているというふうなところもございます。そういう意味では、埼玉県は先頭に近いところに位置をしているのではないかなというふうに思っています。

私たちは、この職業実践専門課程認定を受けるということが、専門学校の認知度を社会的に高めるという目的、これも大いにあるのです。大学、短大、専門学校は上級学校なのですけれども、専門学校というのはどうしても社会的地位が低いのです。これはもういろんな高等学校の進路指導なんか見ても、やはりどうしても一段低く見られてしまうのです。というのは、その原因は何かというと、今お話しになっています研修制度とか、何か今私立学校の研修のいろんな問題も出てきましたけれども、専門学校というのはさらにそれに、それよりもさらに研修制度というのがなされていないような状況もあるわけです。

その中で、この職業実践専門課程を取ろうというのは、みんな取って社会的認知度を高め合う、保護者と高等学校等の先生方からも社会的認知を受けようよということでやっているのです。今これ国に働きかけて、地方財政措置やってくれということで、そういう要望をしているわけなのです。ですから、そういう流れもありますので、ぜひ埼玉県においては、そういう私たちの進めている活動に対して支援をいただけたらなど。これは専門学校の会長を通じて、知事さん等にも要望書は出してしまして、恐らくこれはこれから強くなっていくと思います。ですから、職業実践専門課程を取っているところの今の単価30万円、これはもちろんそれプラス財政的なものがあればありがたいのですけれども、そういう大きな流れの中で考えたときに、そこにさらなる財政措置の援助を一つ

お願いしたい。

あと、もう一つは職業実践専門課程に対する地方財政措置の創設について、国に対する要望事項と申しますか、そういう運動を私たちこれから進めていくのですけれども、そういうことに対しては援助していただけたらなというふうに思います。

今専門学校でもいろんなオンデマンドを使ったり衛星使ったり、かなり進んできているのです。今その授業を変えることが一大目的なのですけれども、それに対する公衆送信の補償金、今年からこれを払っているわけなのです。私のところも払っています、1人頭幾らと。そういうこともあるので、これは私立の高等学校等だけではなくて、専門学校等についても配慮していただけると大変ありがたいなど。もしくはそれなりの調査等もして、どの程度の専門学校、専修学校等がこういうふうに行っているかということについても調べていただきたいなど。もしもそういうことが分かっているのであれば、どの程度の、埼玉県で100校の約2万人が専修学校へ行くわけですから、今の時点でそういう資料があれば御提示いただきたいし、今後そういう調べもしていただければなというふうに思っています。よろしく申し上げます。

○村田会長 どうもありがとうございました。

では、事務局の方でそれに対して。

○事務局 事務局の方から、専修学校の担当でございます。

委員からお話のありました中で最後の方、公衆送信の関係なのですけれども、専修学校については国庫の措置がなかなかない中ではありますけれども、既定の予算の中で配分が必要かどうか。例えば今回の、昨年度から設けました保健安全対策・教育環境整備加算の中では、様々遠隔授業に係る整備等も含めまして対象としておりますので、そうした中で入れるですとか、実際に各学校にアンケート調査等も検討して、実情を踏まえた検討をしてみたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○村田会長 では、委員、よろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

○委員 会社の企業の経営を考えますと、全体的な総予算の中から、いろいろな重要なところに予算分けをしていくと思うのです。今皆さんのお話をいろいろとお聞きしていると、それぞれが配分を増やすなり工夫するなりということを訴えていらしたように感じます。埼玉県の要は予算があって、目的に応じてこの部でも、この部類でもその予算は増やしてはいるのでしょうか、まず1つ。

その総予算を、子供たちのこれからの成長ですとか、埼玉県を担う学校での生活にどれほどの予算の配分を増やすことができるのか。また、それが可能なのか。全体的なトータルから見た予算を取ることができるのかというのが、まずお金があってそこから配分を考えるということも必要なことなのかなと思います。

私、この審議会の事前説明を受けたときに、この3ページにありますけれども、授業料が910万円未満、それから720万円というところで県の補助が切れているのです。910万円未満の世帯年収のところでも、授業料の補助が出ているところはあるのでしょうかという話聞きましたら、東京都は、何かその補助が出ているというお話を聞きました。埼玉県がそのレベルまで持っていけるものなのかどうか。そういったことも含めて、この教育関係にかけられる予算をどういうふうに配分して増やしていけるのかは、県会議員の先生方のお仕事にもなるのかもしれませんが、そういったことも可能なのでしょうかということをちょっとお尋ねしたいと思います。

○村田会長 事務局の方で答えていただきますけれども、基本的に予算そのものというのは県議会でお認めいただいた枠の中で、この審議会としてその予算配分を各学種にお配りするときに、その基準が適正なものかどうかということ審議をしていくということで、いろいろ各面で額自体を、パイを増やせという御要望はあるかもしれませんが、それはこの審議会の審議対象ではなくて、県議会ですべての執行部の方で提案してお認めいただくと。そういう格好になっているので、総体、全体の話については、パイについてはなかなかこの審議会としては限界があるということ前提に、では事務局の方でどうぞ。

○委員 いいですか。それは分かります。

○村田会長 はい。

○委員 この審議会での審議の内容ではないということは分かりますが、中長期の計画としてそういったことを提案していくというのも、ある意味必要なことなのかなと思います。

○村田会長 はい、どうぞ。

○事務局 私の方から、先ほど企業経営の観点からしますと、予算の配分というのは全体のパイがもし同じであれば、その中で工夫するしかみたいなお話いただきましたけれども、もちろん県の方の予算もやはり決して楽ではなくて、財政調整基金とかといって貯金に当たるもの、内部留保的なものとかもほぼほぼ大分枯渇してきておまして、それは今コロナをはじめとした財政需要が非常に出動を余儀なくされているというところがございます。

ちょっと詮ない話をしますと、例えば県で予算事業なんかやるときは、昨年度からよくシーリングとかキャップとかという言い方しますけれども、昨年度の予算からこのぐらい削って出してきたくださいみたいな、そういう厳しい情勢がこぞずっと続いております。ただ、実は私学関係のこちら、今議論していただいているような予算については、何とか頑張って現状維持はさせていただいているところでありまして、あとは例えば運営費の補助の単価などについても、国の伸びより、ほんのちょっとでしかないのですけれども、ちょっと伸びるような形でやらせていただいているところがございます。あとはその時々に応じたいろんな需要がございますので、そういったものをこの場で御議論いただいて運営させていただいているという、そういう状況でございます。

○委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

○村田会長 よろしいですか。

○委員 はい。

○村田会長 では、どうぞ。

○委員 総予算は恐らく決まっているでしょうから、中のことで多少運営というのをやられているの
だろうと思うのです。この中に出てきた研修関係のところではちょっとお話を、実際にここで出すと
いうよりも、県に要望みたいな形になるのかもしれませんが、研修のお金の配分がまだ最終
的に決まっていないのだろうと思うのですけれども、例えば県の方の研修会の案内というのが私学
に来ないわけです。一切来ていないわけです。つまり、このところで参加している、していない
とかというアンケートがありましたけれども、我々の学校の方に県のセンターの主催のような研修
会の案内は来ないわけです。だから、参加しようにも実際にはできないわけです。

それから、前のとき言ったら、大層お金を出せと言われたのがあるのですけれども、そういうも
のとしても、つまり県から見たら幾らか金出してくれるのだったら考えますよというのがあるの
ではないかなという気がするのですよね、センター自体が、私学の方でも。そうすると、それが幾ら
なのか、それに対して補助として県がどういうふうに考えてくれるかということをしていただけ
たら、具体的な話になってくるのではないかなという気がするのです。

つまり、我々の方も出すのは出すので構わないのですけれども、しかし案内すら来ない。案内が
来るのは、文科省の案内は来るのです、ちゃんと。だから、文科省主催の研修は参加するかしない
か出さないかというのは来てくれるのですけれども、埼玉県内の系列関係でやっている案内みたい
のは来ない。だから、おまえのところは出ていないではないかと言われたって、これは出ようがな
いのですよね、実質的には。ただ、中の細かいところの中では、幾つかこれを取っているところ
があるのですよ。価値観があるのではないかなと思うのですよね。だから、研修は参加しているか
もしれませんが、ほかの科目系はそういったことがないので、少なくとも案内が来るようなあれだ
としたら、一体どういうふうなものだったら来るのか。そうしたら、それが幾ら必要とされるの
かということ一度打診をしていただいて、それで県としては、そうしたらそこら辺のところの何
%とか何十%ぐらいは出せるでしょうとかというふうな、ある程度の方針を出してくれる方が、む
しろ具体的にあってありがたいかなという感じがするのです。意見とお願いです。

○村田会長 どうもありがとうございました。

はい、どうぞ。

○委員 では、意見でいいということなので、まず1つ目、研修に関しては、うちの学校はいろ
いろ、職員もいろいろやっています。大体年間の教員の研修予算というのが300万円ぐらい、別途にき
ちんと予算として用意されているのですけれども、その中でどこへ行くのがいいかというのは、先
生方がそれぞれ考えています。以前、埼玉県の研修に行きたいということで聞いたところ、6万円
と言われまして、そうしたらこれは費用対効果を考えたら無理だよという形でもって、もっと安い、

しかも同様なものところへ行っていると。だから、民間もかなりやっていますので、かなり学校の教員は民間も含めて研修に行っていると思うのです。それらについては、だから県の、もし参加させていただけるなら、やっぱりそういったところとの関係性を見て、適切な値段をやっぱり提示していただかないと、こういうような質問が出たときに、僕は総合教育センターは対応できないのではないかなという、ちょっと不信に思います。

もっとやっぱり良心的であっていいのではないかと。同じ埼玉県の生徒たちを中心に我々は教育しているわけですから、例えば一番分らないのが、1人もし仮に行ったとして、そのことによって講習に来ている講師の先生の費用が増えるわけではないのです。ですよね。何でそのために1人当たり5万も6万も取るというのが分からないと。というようなこともあるので、この辺のところはもうちょっと丁寧にしていただきたいなというのが1つです。

それから、2つ目、これはちょっと完全に意見になりますけれども、先ほど埼玉県の高등학교のいわゆる補助金の額が全国で8位だという話なのですけれども、実はこれ父母負担軽減を増やしていった、これを多くしていったという、これは埼玉県が日本で一番最初に始めたので、これはすごく成功しているのです。その結果、実は各私学の直接補助は少なかったのだけれども、どういう効果があったかという、定員の充足率が日本でトップレベルになったわけです。そのために生徒がしっかり集まるという形の中で、私立の財政がよくなっていった。これはもうすばらしいものだった。

ただ、これからやっぱり少しこの後考えていただきたいというのは、同じ政策はもうどこもやっています。最近では、東京都が実は埼玉県よりある部分では、全部ではないですけれども、かえってお金を出してしまったときに、東京都から来なくなってしまっている。そうすると、もうそれは限界なので、要するにある程度次のステップとして、ここに要するに基本方針に教育条件の維持だけではなくて向上を図るとなっているので、ただ向上を図るためには今の私立学校のやり方、普通のやり方では、授業料は原則的に抑制方向にありますから上げられません。補助金も生徒1人当たり、これも国が措置しているアップ率よりも埼玉県が余分に上げてくれるというのは分かっています。普通例えば3,500円、毎年1人当たり上がっているところを、埼玉県ではそれを4,100円とか、余分に上げてくれているのは分かっている。ただ、それであっても、本当にそれで十分かなとなったときに、これ今すぐできることではないですからね。要するに先ほど言ったように、総額がもう確定してしまっているわけだから。ただ、その辺のところを次はどうやっていったら、次のステップとして考えていかないと、今まで埼玉県が独自にやってきた、独自だったと思うのです。父母負担軽減というすばらしい政策は、もう全国均一化してしまっている。その中では次の方法を考えていかないと、やはりきついのかなということもちょっと頭に入れていただいて、これからちょっと政策の検討というのが要るのではないかなというふうに思います。

最後、もう一つだけお話しします。授業料のところでもって、ディプロマのような教育の場合に

関しては、この授業料の減算、加算に関係なくやっているとなっているのですけれども、中学校の方に関係するバカロレアのMYPとか、そういうのはこの納付金の算定から除外するには入らないということで、今後もその方針は変わらないのかどうかということです。MYPというのも、ちょっとやっぱりお金が普通の教育よりかかるのですけれども、その辺のところをちょっと教えていただきたいなと思っています。

以上です。

○村田会長 では、今御意見と、ちょっと今分かる範囲内でお答えできる場所があれば。

○事務局 お答えいたします。

まず、委員から研修の案内のお話あったかと思いますので、今後研修の案内の方は学校さんの方で来ていないということであれば、しっかりと当然のことながらやってまいりたいと思います。

それから、委員から、県立総合教育センター行こうと思ったら6万円ということではよろしいでしょうか。

○委員 以前ですね。これはもう、かなり前です。

○事務局 私、今回この審議会を迎えるに当たって確認したところ、数千円から数万円ということで聞いておまして、具体的に6万円という数字は初めて聞いた金額であったわけなのですけれども、その辺りも含めて、今後研修の参加費に対する補助、支援を、これから9月の審議会に向けてどういった制度にするのか考えていくに当たっては、その辺りの費用の方もきちんと確認をしてまいりたいと考えております。

それから、最後に中学校、高校の方では生徒納付金水準補正について。

○委員 ディプロマの、バカロレアのディプロマに……

○事務局 それは除くとなっていると。

○委員 学科やコース、納付金の、算定から除外となっていると。

○事務局 ところが、中学校の方では、その米印が入っていないよということでしょうか。

○委員 MYPという教育のプログラムがあるのですけれども、それは入っていないけれども、それは今後もその方向性なのかということをお聞きしたいということです。

○事務局 そうですね、ここに入っていないと、現状ではその方向性でございます。

○委員 今後もそれは検討する余地はないのかどうか。

○事務局 検討の余地については考えてまいりたいと思います。

○村田会長 よろしいですか。

○委員 はい。

○村田会長 はい、どうぞ。

○委員 すみません。これから質問はするのですけれども、今日結論的に全ての課題について議決をするということでしょうか。

○村田会長 いや、それはしません。

○委員 しませんか。

○村田会長 ええ。今日いただいた御意見を、今後事務局の方で受け止めて、それについて次回、この配分についての基本的な考え方を改めて皆さん、先生方にお示しをするということです。

○委員 分かりました。ありがとうございます。安心いたしました。

では、ちょっと質問させていただきます。3つあります。今回の課題、例えばスクールバスとか新型コロナウイルス感染症対策とか研修費用という問題については、もう予算の総額は決まっているので、これに対する課題で、全てイエスの場合は何かから予算を、何かを手薄にしてこちらに配分するということになるのかなと思うのですが、それは何になるのかというのがもう決まっていなかったら教えていただきたいなというふうに思います。

それと、教員の資質向上という、ちょうど今日一貫して説明していただいて大変よく分かったのですが、教員の資質向上ということのところで、専門学校については既に研修費用についての補助がついているようなのですが、なぜ例えば今回問題になっている高校などについては研修の費用がついていないのか。何かそういう経緯とかが、沿革とか経緯とかがあるのであれば教えていただきたいなと思います。

3つ目です。バスなのですけれども、これは前の委員がおっしゃられた、バスの費用は高校のスクールバスの話だけではなくて、あそこは中高一貫なので、中学の方のことも言っていたと思うのです。今回の課題としては、高校についてのスクールバスの話みたいなのですけれども、では中学については、それは中学と高校は一緒にどうせ使っているからいいのだよということなのか。その辺の仕切りを、諮問に対する回答としては、その辺の仕切りもある程度意識して回答をした方がいいのではないかなというふうに思いましたので、今回はなぜ高校なのか。それから、もっと言えば幼稚園も幼稚園バス出しているのですが、それは短距離だからいいということなのか。ちょっとその仕切り、どうして高校なのかということが分かるような意見の回答がいいと思いますけれども、何かその理由とかあったら教えてください。

以上です。

○村田会長 では、今御質問あった3点。

○委員 ちょっと先いいですか。

○村田会長 はい。

○委員 今、専門学校の研修費用が出ているとおっしゃいましたけれども、専門学校も先生たちは研修先を自分たちで探して、そして自己負担で参加する。ただ、その自己負担が学生に還元できるものであれば、そういう相談を受けたときは、学校側がその相談を受けて補助できるものはしてあげて、そういう研修に大いに参加させる。だから、基本的にはもう研修には大に行ってもらおうと。これは、生涯的にわたって研修はそれほど大事なものですから、そういうものへ行ってもらおうとい

う姿勢でやっています。

○委員 そうですか。要するに私が誤解していたら、その点についても事務局から御説明いただきたいのですが、資料5の政策誘導配分という中に③があつて、教員資質向上加算というのがあつたので、これのことを私が言ってしまったのですが、私の誤解があつたのであれば、事務局から御説明をいただきたいと思います。お願いいたします。

○村田会長 では、すみません。事務局、お願いします。

○事務局 専修学校の運営費補助については、ほかの学種に比べて、まず大変限られた予算であるという前提がございます。そうした中で、教員の資格については、専修学校については特に非常に多岐にわたっている部分がございます関係で、かつてこういった教員資質向上加算ということで、大変若干ではございますけれども、外部研修等に参加した場合に、その費用負担の一部を加算をすることができるというようなものがございます。当然先ほど委員からおっしゃられたような実情もございまして。

以上でございます。

○村田会長 はい、どうぞ。

○事務局 では、まず高等学校担当の方からお答えを申し上げます。3点あつたかと思ひます。

まず1点目、新型コロナウイルス対策のための配分であるとか、教員の研修参加に対する支援であるとか、もし予算がかかる場合に財源どうするのかという御質問であつたかと思ひますけれども、財源については、まだ現時点では決まっておられません。まず、財源は第1に令和2年度から令和3年度にかけて予算が増えております。予算自体が、パイ自体が。その増えたパイを財源とする方法というのが、まずはございます。それから、当然のことながら別の配分項目で配分額を減らして財源を捻出するという方法もございます。いずれにいたしましても、まだ補助額であるとか補助率であるとか、具体的な補助スキームが決まっておられませんので、それを検討する際に、その財源についてもどこから捻出するのか検討してまいりたいと思ひております。

それから、2点目、専修学校の方には配分項目があるのだけれども、高校には研修参加の支援の配分項目がない。その沿革であるとか理由であるとかを教えてほしいということなのですが、特別に沿革とか理由があるわけではないのですが、現状でも高等学校においては全く補助がないわけではないのです。というのは、基礎配分というのがございます。資料の3-1でございますが、(1)高等学校のところで、人件費であるとか教育研究経費の一定割合を補助しております。それで、例えば研修の参加費用を学校が負担した場合の経費については、教育研究経費になるのかなと思ひますけれども、例えば、学校が教員の研修参加費用を10万円負担したら、10万円全部が学校の持ち出しということではなくて、その一定割合を現状でも補助しております。

それから、3点目ですけれども、なぜ新型コロナの、スクールバスの関係は高等学校だけではなくて中学校もバス使っているよねと、何で高校だけなのだという御質問だったかと思ひますが、こ

の新型コロナウイルス感染症対策特別配分の見直しは、小中高全ての学種で行おうと考えているものでございます。

以上です。

○委員 ありがとうございます。

○村田会長 どうもありがとうございました。

では、特にほかにございますか。

特になければ、これで質疑応答については終了したいと思います。

いろいろ先生方から宿題のような形で、データの的なことも含めて御要望があったので、その辺しっかり対応していただきたいというふうに思います。

委員の皆様方から様々な御意見がございました。これらの御意見を踏まえまして、次回の審議会に向けて事務局でよく精査していただきまして、令和3年度運営費補助金配分の基本方針、この案を整理をしていただきたいというふうに思います。

以上で議事は終了いたしました。

議事の進行に御協力いただきまして、ありがとうございました。

9 閉 会

○司会 ありがとうございます。委員の皆様方におかれましては、貴重な御意見どうもありがとうございました。

最後ですが、次回の審議会の日程でございます。次回の審議会は、9月上旬から中旬までの間に開催を予定しております。本日お手元にアンケートを配付させていただいております。本日この場で御記入いただくか、あるいは後日事務局の方に送っていただくようお願いいたします。アンケートの集約ができ次第、次回の日程については御連絡を申し上げたいと存じます。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。長い時間にわたり熱心な御審議をいただき、誠にありがとうございました。

(1時間45分)